

126. 中欧および東欧諸国

ハンガリー法では、他人の債務の弁済に基づく請求権が（一部で委任契約法を準用する）事務管理法（民法486条2項）によることができない限りで、債務を弁済により消滅させた者は、免責された債務者に対して不当利得返還請求権を主張できるのみである（486条3項）。それゆえ、弁済がその状況で「適切」だったときは、弁済者は債務者の代理人として行動したものと看做される。⁵¹⁸ そうでないときは、弁済者は、不当利得法により債務者に対して償還請求権を主張することができるにすぎない。⁵¹⁹ ある者が他人の債務につき担保を提供し、その担保の実行手続が執られたときは、法定債権譲渡が原則として生じる（たとえば、質権法では259条1項を参照）。すなわち、担保提供者は、債務者に対する債権者の権利に代位する。こうした場合は、他人の債務の弁済に直接関係するわけではない。このことは、債務が依然として存続し、新しい債権者に移転するにすぎないという事実によるものである。ポーランド民法410条・411条では、弁済者が第三者に対する債務の債権者に対して原状回復訴権を行使することができるのは、自らが債務を弁済する義務がなかったことを知らなかったときに限られる。しかしながら、この類型の場面においてすら、裁判所は、債権者の目から、第三者が債務者に代わって債務を弁済消滅させたとみなすことができるかどうかを検討するだろう。これが肯定されれば、債権者は給付を保持することができる。なぜならば、債権者の債務者との関係において、その給付に対する法律上の原因が存在するからである。これ〔債務者が知らずに弁済した場合〕とは対照的に、弁済する債務がないことを知って第三者が弁済したときは、請求権が向けられるのは債務者に対してのみであり、原則として、不当利得法による請求権のみが存在する（民法405条）。債務者との関係が法律上の原因によって支えられていれば、請求は許されない。スロヴェニア債務法197条は、事務管理上の請求権の要件が充たされるか否かに関係なく、他人の債務を弁済した者が、免責された債務者に対して不当利得法により償還を求める請求をすることを認めている。債務が存在しないことを弁済者が知っていたとの事実は重要問題ではない。⁵²¹ ブルガリア法では、他人の債務の弁済の法的効果は、不当利得法の特別の条項に示されている（債務法56条）。同条によれば、錯誤によって他人の債務を弁済し消滅させようとした者は、債権者から弁済の返還を求めることができる。ただし、債権者が債務を証明する文書や債務の担保権を放棄したときはこの限りでない。この場合には、債務を弁済し消滅させた者は、債権者の権利に代位する。

127. オランダ

第三者の債務の弁済の場面でオランダ法は、任意の〔錯誤によらない〕弁済と錯誤によ

518 BH 1993/111は典型的な事例である。銀行が対応する義務がないのに被告の債務を弁済したが、正当な事務管理者と看做された。BH 1982/480（基本原則を承認）も参照。

519 さらに、Gellért (-Zoltán), A Polgári Törvénykönyv Magyarázata⁶, 1785 and Biró, A megbízási szerződés², 108-114 を参照。

520 ポーランド最高裁の11 September 1997, III CKN 162/97, OSNC 1998/2/31。

521 さらにJuhart and Plavšak (-Polajnar Pavčnik), Obligacijski zakonik II, art.197 p.57を参照。

る弁済を区別する。民法6編30条は、弁済が債務の目的や内容に反しない限り、債務は、債務者以外の者により弁済することができる、とする。通説によれば、同条の要件は、債務を弁済消滅させる者が、弁済意思をもって弁済することである。弁済者は、第三者の債務が問題となっていることを知っていたのでなければならず、その債務を弁済消滅させる意思で弁済したのでなければならぬ⁵²²。これらの要件が充たされれば、弁済者は、債権者にも債務者にも6編203条による請求権を主張することができない。というのは、弁済は非債弁済とはされないからである。弁済者が何らかの法的な根拠（契約法、事務管理あるいは6編212条の不当利得）により免責された債務者に対する求償権を有するか否かは、両当事者の間に存在する内的な関係次第である⁵²³。これとは対照的に、弁済者が、錯誤によって自らがその債務の債務者であると誤信していたときは、6編30条は適用されない⁵²⁴。その代わりに、弁済者は6編203条（非債弁済）により債権者に対して訴訟を起すか、これと選択的に、6編212条（不当利得）により債務者に対して請求権を主張することができる⁵²⁵。

128. バルト3国

エストニア不当利得法は、4つの節に分かれている。基本規範（債務法1027条）に続き、法律上の原因なしに行われた給付の返還に関する節と他人の法的地位の侵害を理由とする利得法上の補償を規律しているその他の節がある。第4節の表題は、「他人の利益となった費用の償還」である。同節の中で債務法1041条が、他人の債務の弁済消滅を理由とする利得法上の償還を規律している。すなわち、「権限なく、または要請がないのに他人の債務を弁済した者は、弁済された債務の債務者が、自らに対する費用償還請求の訴えを知り、または知ったはずの時までに利得していた限度で、その債務者から弁済に要した費用を償還するよう求めることができる」。これとは対照的にリトアニア民法6編238条は、フランス法系の伝統にとどまっている。すなわち、「自らを債務者であると錯誤して弁済義務のない債務を弁済した者は、弁済受領者から弁済額の返還を請求する権利を有する。弁済の結果として受領者が債務を証明する文書を破棄したときは、この権利は消滅する。この場合において、誤想債務者は真の債務者から弁済額を請求することができる」。

129. 北欧諸国

スウェーデン法では、他人の債務を権限なく弁済により消滅させたことは、真の債務

522 *Parlementaire Geschiedenis* VI, 158; *van Dunné, Verbintenissenrecht I*², 641 -642.

523 *T & C Vermogensrecht*⁴ (-*Valk*), art.6:30, no.1, p.2144; *Brunner and de Jong, Verbintenissenrecht algemeen*, no.77, p.60.

524 *Brunner and de Jong* loc. cit. no.80, p.63.

525 *Scheltema, Onverschuldigde betaling*, no. 3.6.1.3, p.104, *van Dunné* loc. cit. 663.

者が行われた弁済を求償前に追認するか、弁済者が債務を弁済して消滅させる契約上もしくは制定法上の義務を負っていたときに、⁵²⁶ 真の債務者に対する請求権を生じるにすぎないと思われる。基本原則のさらなる例外は、反対の結論を定める特別な制定法規定がある場合に考えられるか、潜在的には、⁵²⁷ 錯誤によって行われた弁済の場合にも生じうる。⁵²⁸ デンマークの法的立場〔訳注：postionは誤記〕は、あらゆる点において、このようなスウェーデンの通説に照応するように思われる。⁵²⁹

130. イングランドとウェールズ

イングランド法の一般的な準則によると、第三者による弁済は、その第三者が債務者の権限ある代理人として行動したか、代理人の行為が追認されなければ、債務者を免責する効果を持たない。⁵³⁰ 法の方針は、債務者の意思に反したり同意なく他人の債務を支払うことでその債権者となることができるのは例外にすぎないというものである。⁵³¹ さらに、原状回復請求権は、イングランド法では、任意の弁済があるときには認められないので、⁵³² 他人の債務の弁済が責任を生じうるのは、きわめて例外的な場合に限られる。たとえば、弁済者の行為が任意による（あるいは「余計なお節介の」）性質をもっているにもかかわらず、何らかの「不当性要素」が存在する場合である。第三者によって弁済受領者に生じた損害を賠償した（それにより、民事の違法行為について第三者を免責した）が、違法行為者に対する被害者の請求権の譲渡を得ることができなかった者は、この一般原則に反するので、違法行為者に対する自らの固有の権利を主張することはできない^{532a}。弁済する債務が存在しないことを弁済者が知っていたり、自らの見方が間違っているかもしれないと自覚しながらあえて調査をしなかったときは、返還を正当化する原因となる錯誤は存在しないことになり⁵³³。返還を正当化する例外は、まずは、被告を有責とする必要がある場合に見いだされてきた。すなわち、典型的には、⁵³⁴ 弁済者が物権的権利を有している財産を脅迫的に留置されている結果、弁済を強要された場合など、弁済者が自らの固有の利益

526 *Håstad*, Tjänster utan uppdrag, 109; *Hellner*, Obehörig vinst, 378, 381, 383; HD 23 November 1910, NJA 1910, 622 (債務者の意思に反して行われた弁済); HD 28 April 1920, NJA 1920, 234; HD 29 December 1945, NJA 1945, 728; HD 21 May 1973, NJA 1973, 286.

527 HD 12 January 1979, NJA 1979, 51 (他社のために物品を輸入した運送業者が、顧客のために関税と税金を支払うことで制定法上の義務を果たし、求償が認められた)。

528 *Håstad* loc. cit. 110 et seq.

529 *Ussing*, Erstatningsret, 224 et seq.

530 *Simpson v. Eggington* (1855) 10 Exch 844 at 847, 156 ER 683, 684 (*Parke* B). 銀行は顧客との関係でより寛大に扱われているように思われる。 *B. Liggett (Liverpool) Ltd. v. Barclays Bank Ltd.* [1928] 1 KB 48 を参照。

531 *Johnson v. Royal Mail Steam Packet Co.* (1867) LR 3 CP 38, 43 (*Willes* J).

532 *Uren v. First National Home Finance Ltd.* [2005] EWHC 2529 (Ch) at [24]; *Chitty* loc. cit., no.29-019 を参照。

532a *Esso Petroleum Co. Ltd. v. Hall Russell & Co. Ltd.* [1989] AC 643 および *Goff and Jones, The Law of Restitution*⁷, no.15-002におけるこの事件の分析も参照。

533 *Birks*, English Private Law I, no.15.72.

534 *Exall v. Partridge* (1799) 8T. R. 308, 101 ER 1405; *Johnson v. Royal Mail Steam Packet Co.* (1867) LR 3 CP 38.

171 を守るために被告である債権者に弁済したときは、回復が認められるかもしれない。

131. アイルランド

アイルランド法は、コモン・ローにおける対応物と同じ出発点から生じたが、共有者の1人が共有財産に影響する負担を弁済により消滅させた場合、共有者相互間の負担部分⁵³⁵に関する場合よりも寛大な立場を採用しているようである。イングランドやウェールズでは、このような考え方は、たんなる期待の保護にまでは拡大せず、少なくともその財産上の先取特権を与えるほどには至らないのであるが、いずれにしてもアイルランドの法がそれらと同じように狭いかどうかは明らかでない⁵³⁶。

132. スコットランド

スコットランドでは、利得返還請求権が使えるか否かを判断する最初の重要な要素は、債務が弁済により消滅したか否かである。このことによって、原則として、弁済受領者が受領したものを保持する権利があるか否かが決まる⁵³⁷。他人の債務の弁済は、無権限であってもその債務を弁済する意思があれば可能であり、債務者がその弁済を追認しないとき⁵³⁸でさえ可能であるように思われる。弁済者が自らを債務者であると誤想したため弁済が錯誤で行われたときは、その弁済は債務を消滅させることがなく、弁済相当額を弁済者が債権者から返還請求できる（債権者は依然として真の債務者に弁済を求めなければならない⁵³⁹）。他方、自らを債務者でないと知りつつ、債務者から権限を与えられずに弁済したときは、弁済を行うについて錯誤も目的喪失も存在しないから、弁済者は、債権者から返還を請求することができない⁵⁴⁰。弁済者は、（原則として不当利得法の外にある根拠に基づいて）債務者から返還を求めなければならない⁵⁴¹。他方で、錯誤による過払いの場合には、弁済者は債権者から直接的に過払い額の返還を請求できてしかるべきであると論じられている⁵⁴²。同様に、弁済者が、誤った者に弁済したときは（債務者の別の債権者に対してであっても）、弁済者は返還を求めることができる⁵⁴³。ただし、そのような場合の適切な訴訟原因については争いがある⁵⁴⁴。

535 これは、*Tettenborn, Restitution*³, nos.8-14-8-15 および、たとえば *Ker v. Ker* (1869) 4 IrEqR 15（譲渡抵当目的物の受戻し）において採られている立場である。

536 *Re Leslie* (1883) 23 Ch. D 552を参照。

537 *Evans-Jones, Unjustified Enrichment I*, 8.27.

538 *Loc. cit.*, 8.31.

539 *Loc. cit.*, 8.34.

540 *Loc. cit.*, 8.28.

541 *Ibid*, イングランドの *Aiken v. Short* (1856) 1 H & N 210, 156 ER 1180事件判決を支持する。

542 *Evans-Jones, loc. cit.*, 8.29.

543 *Bank of New York v. North British Steel Group Ltd.* 1992 SLT 613.

544 *Evans-Jones, loc. cit.*, 8.33 は、受領者に対する請求権は非債弁済の返還請求権ではないと主張している。